



今月のニュース

平成26年度市・県民税の主な改正内容

均等割の税率が変わります

防災のための施策に要する財源を確保するため、平成26、35年度まで、臨時の措置として個人住民税の均等割の税率が市・県民税それぞれ年額500円引き上げられます。

市民税課からのお知らせ

●問い合わせ 市民税課(☎574-6637) 熊谷税務署(☎521-2905)

均等割税率	現行 (平成25年度)	改正後(平成26 ~35年度まで)
県民税	1,000円	1,500円
市民税	3,000円	3,500円
合計	4,000円	5,000円

給与所得控除が見直されます  
給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除に、245万円の上限が設けられます。

熊谷税務署からのお知らせ

復興特別所得税について

平成25、49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることになります。復興特別所得税の額は、その年分の所得税額に2.1%の税率を乗じた金額です。また、平成25年1月1日～49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。

公的年金受給者にかかる確定申告

平成23年分以降の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。ただし、確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告は必要な場合があります。また、所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要となります。

平成25年分の確定申告

申告は2月17日(月)～3月17日(月)

就職や進路に悩みを抱える若者よ!『深谷若者サポートステーション』へ

●問い合わせ 深谷若者サポートステーション(☎577-4727・深谷町9-12七ツ梅酒造跡・fukaya-saposute@roukyou.gr.jp)



▲深谷若者サポートステーションは、七ツ梅酒造跡にあります。

『働きたいけど、働くためにはどうすれば良いかわからない』『就職活動がうまくいかない』『自分に合う仕事ってなんだろう?』など、働くことに悩みや不安を抱える若者へ、深谷若者サポートステーションでは、専門的な相談やコミュニケーション訓練、就労に向けた個別の支援を行っています。

深谷若者サポートステーションのプログラムはすべて無料です。ただし、一部内容により材料・交通費などが掛かる場合があります。

進路や働くことに対する悩みや不安は誰にてもありません。一人で悩まず、まずはご相談ください。

対象 学校に行かず、仕事に



就いていない15歳(義務教育を修了後)～39歳までのすべての若者とその家族

【開所時間】午前9時30分～午後5時30分(火・日曜日、祝日、年末年始は休み)

【支援内容】

- 【相談支援】進路や就労に悩む若者や、その家族に対する相談室を設置し、支援を行います(予約制・60分)。
- 【職場体験などの支援プログラム】の企画・実施
- 【就労経験のない若者や、労働意欲の芽生えてきた若者に対し、職場体験を行います】
- 【学校などへの訪問】県北部の高等学校などと連携し、出張相談会やセミナーを開催しています。中退者や学卒未就職者に対し、切れ目のない支援を行います。

※詳しくは、ホームページ『深谷サポステ』で検索をご覧ください。

国民年金からのお知らせ

●問い合わせ 熊谷年金事務所(☎522-5012) 川本市民生活課(☎583-2783) 保険年金課(☎574-6641) 岡部市民生活課(☎585-2213) 花園市民生活課(☎584-1121)

国民年金保険料は、日本年金機構から送られる納付案内書などにより、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっています。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなる可能性があります。

また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがありますので、便利で安心な口座振替やクレジットカードによる納付をお勧めします。

手続き

- ①口座振替⇒金融機関へ
- 基礎年金番号の分かる物
- 預(貯)金通帳
- 通帳届出印
- 口座振替納付申出書(問い合わせ先のほか、金融機関などにあります)
- ②クレジットカード納付⇒熊谷年金事務所へ

国民年金には保険料を前払いすると割り引きになる『前納制度』があります。

また、国民年金には保険料を前払いすると割り引きになる『前納制度』があります。

納付書で前納する場合、専用の納付書が必要です。お手元に前納用の納付書がない場合は熊谷年金事務所へご連絡ください。

クレジットカードや口座振替で前納する場合、事前の申し込みが必要です。また、年度途中からの前納はできませんのでご注意ください。

なお、平成26年4月末の口座振替分より、割引額により大きな2年前納が利用いただけるようになります。(※口座振替のみご利用可能)詳しくは、熊谷年金事務所へお問い合わせください。

平成26年度分の前納の申込期限は、2月28日(金)までとなっております。ご希望のかたはお早めにお申し込みください。

祝!! 100歳

お誕生日おめでとうございます



田澤初根さん(櫛引)12月5日生



深谷さくらさん(上野台)12月10日生

ます。なお、熊谷税務署では2月23日(日)と2月24日(月)も受け付けを行います(現金納付・納税証明書発行は行いません)。

①申告と納税の期限

- ・所得税および復興特別所得税・贈与税⇒3月17日(月)
- ・消費税・地方消費税(個人事業者)⇒3月31日(月)

※納税は口座振替をご利用ください。なお、口座振替の納付日は平成25年分所得税第3期分が4月22日(火)、平成25年分消費税(個人事業者)確定申告分が4月24日(木)です。

②納税証明書を請求されるかたへ

2、3月は確定申告期間のため、平成25年分の納税証明が請求日当日に発行できない場合があります。

す。お急ぎの場合には、税務署受付印のある申告書控(電子申告の場合は送付票)および納税の領収書(原本)をお持ちください。

請求に必要なもの 納税証明書交付請求書(税務署にあります)、本人(法人は代表者)の確認がとける書類(運転免許証など)、印鑑(法人は代表者印)、収入印紙または現金(1年分1通400円) ※本人以外が請求される場合は、必ず委任状をお持ちください。

※納税者情報を保護するために、運転免許証などの顔写真付きの書類(顔写真のない書類の場合は2種類の異なる書類)により本人確認を行います。

請求先 熊谷税務署管理運営部門(☎521-4032)